

2023(令和 5)年度自治体政策予算要請に対する回答

柏 原 市

柏 企 第 3 号

令和5年2月21日

日本労働組合総連合会大阪府連合会
会 長 田 中 宏 和 様
河 内 地 域 協 議 会
議 長 鳥 井 一 雄 様
八 尾 柏 原 地 区 協 議 会
議 長 久 保 和 成 様

柏原市長 富宅 正浩



「2023(令和5)年度自治体政策予算」に対する要請について(回答)

向春の候、貴団体におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、2022年10月11日付けで要請のありました、標記の件について、別紙のとおり回答します。

2023（令和 5）年度柏原市 政策・制度予算要請

〔(★) 重点項目〕

1. 雇用・労働・ワーク・ライフ・バランス施策

(1)雇用対策の充実・強化について（★）

<継続>

① 人材の確保とマッチング機能の強化について

大阪府が「大阪人材確保推進会議」で人材不足解消に取り組んできた製造・運輸・建設業界に加え、コロナ禍によって新たに飲食業や情報サービス業なども含め、さまざまな業界で人材不足が深刻化している。各業界での人材確保につながるよう、企業と求職者のマッチング機能の強化へ向けた取り組みを強化・推進すること。

回答：産業振興課

ジョブマッチングフェアや就職フェアやお・かしわら等の就職フェアを実施することや生活困窮者自立支援制度及び地域就労支援事業と連携することにより、コロナ禍における企業の人材確保につながるよう、求職者とのマッチングに取り組んでまいります。

また、職業能力開発や就労などに関する情報発信や啓発に努めてまいります。

(2)就労支援施策の強化について

<継続>

①地域就労支援事業の強化について

大阪府内の関係機関と連携する「地域労働ネットワーク」の活動を活性化し、就職困難層の就労への支援ニーズに則した事業が展開されるよう、大阪府との連携を強化すること。また、コロナ禍で職を失った女性や子育て・介護責任を担う女性をサポートする職業能力訓練などを含む施策を講じること。特に、ひとり親家庭への支援事業の拡充など、総合的な施策を強化させること。加えて、それらの施策が支援の必要な人に届くよう周知の取り組みも強化すること。

回答：産業振興課

雇用創出・確保に向けた、他市町村の取組の把握に努め、コロナ禍における労働環境の悪化に対する取組や、令和 4 年度に実施したママ IT スキルアップ講座の継続実施について検討してまいります。

また、中河内地域労働ネットワーク事業でもあるジョブマッチングフェアや就職フェアやお・かしわら等の就職フェアを実施し、雇用創出や確保、維持に向けて取り組むなど、総合的に施策の強化に努めてまいります

<継続>

②障がい者雇用の支援強化について

大阪府内民間企業等の障がい者雇用率は、全国と比較しても低位で推移する状況が続いている。大阪府内企業の法定雇用率達成に向けた施策として、「雇用ゼロ企業」が障がい者雇用に踏み出せない個々の要因を把握したうえで、障がい者雇用にかかるノウハウの共有を図り、準備段階から採用後の定着支援までの一貫した総合的な支援を強化すること。

また、障がい当事者の意思を尊重した合理的配慮や相談体制の充実、職場での理解促進、さらに、障がい者就労に関する社会の理解を広げるための啓発の取り組みも含めた施策を推進すること。

回答：産業振興課

ハローワークや柏原市商工会等と連携しながら、障がい者雇用の促進に努めるとともに「障がい者雇用を考える集い」等の実施により、企業における職場環境や受入準備等についての啓発を行うなど、障がい者雇用の促進を図ってまいります。

<補強>

(3)男女共同参画社会の実現に向けて

①「おおさか男女共同参画プラン」の周知・広報について

「おおさか男女共同参画プラン」(2021-2025)に盛り込まれた各種施策が着実に実施されるよう、市庁内の関係部門が連携した取り組みを行うこと

また、市民にもSDGsの目標の一つである「ジェンダー平等」をめざす取り組みとして、本プランの趣旨が広く理解されるよう、大阪府と連携し情報発信を行うこと。

回答：人権推進課

「第3期かしわら男女共同参画プラン」が令和6年度に計画期間を満了することから、令和5年度に男女共同参画に関する市民意識調査を実施し、令和6年度に「第4期かしわら男女共同参画プラン」を策定します。策定にあたり「おおさか男女共同参画プラン」の重点目標に沿った内容を盛り込むとともに、庁内の関係部門と連携し計画を実行的に推進できる内容となるよう進めてまいります。

また、市民に広く理解されるよう講演会や講座等で周知・啓発を図り、「ジェンダー平等」を目指し、更なる男女共同参画の実現に向けた取組を進めてまいります。

<新規>

②女性活躍・両立支援関連法の推進について

女性活躍をさらに推進するため、女性活躍推進法の省令改正により、把握・公表が求められるようになった「男女の賃金の差異」なども含め、女性活躍推進法の周知を積極的に行うこと。また、市の特定事業主行動計画に則った女性参画を進めること。

2022年4月から段階的に改正される育児・介護休業法についても、その趣旨・内容を広く周知すること。また、職場での男性の育児休業取得が促進されるよう、具体的な取り組み事例の情報発信などの啓発活動を行い、誰もが育児休業を取得できる職場環境の整備に取り組むこと。

回答：産業振興課・人事課

令和3年4月に柏原市特定事業主行動計画を策定しており、その計画にのっとり女性参画を進めてまいります。

また、市内事業所向けには、柏原市商工会や柏原市企業人権連絡協議会等と連携して情報発信などの啓発活動について検討してまいります。

<継続>

(4) 労働法制の周知・徹底と労働相談体制の強化について

労働施策総合推進法が改正され、2022年4月より中小企業においても職場でのパワーハラスメント対策が義務化された。特に中小企業での防止対策について周知・支援するとともに、労働者からのハラスメントに関する相談対応体制を充実・強化すること。

また、ハラスメント被害者が相談窓口にアクセスしやすくなるよう、行政機関や企業内だけでなく、業界団体や地域組織など多様な場に相談窓口が設置されるよう、働きかけを行うこと。

回答：産業振興課

柏原市事業所情報サイト「柏原・まち・ひと・しごと net」において周知を図るほか、ハローワークや柏原市商工会と連携し、支援体制の充実・強化に努めてまいります。

<補強>

(5) 治療と仕事の両立に向けて

厚生労働省がガイドラインを示しているように「治療と仕事の両立支援」は働き方改革の実践においても重要な課題である。企業での「治療と仕事の両立支援」の取り組みがさらに浸透するよう、関係団体と連携し、周知・啓発を行うとともに、支援事例や情報、ノウハウの提供を行うこと。また、労働者自身が健康や医療に関する知識や関連施策を学ぶことができるセミナーなどの機会を提供すること。

回答：産業振興課

ロールモデルとなる他自治体の事例把握に努め、課題認識を深めるとともに、産業保健総合支援センターの紹介など情報提供に努め、治療と仕事の両立支援が実施されるよう検討してまいります。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 中小企業・地場産業の支援について

<継続>

① 「中小企業振興基本条例」の制定促進について

中小企業振興基本条例が未制定の府内市町村は、条例制定に向けた審議会や振興会議などの設置など、条例制定に向けた環境整備を行うこと。

また、市の中小企業振興策において、中小企業などへのデジタルデバイスの導入支援など具体的な振興策の検討や、行政の各種支援策の周知と利用拡大により、取り組みの実効性を高めること。

回答：産業振興課

市内企業からの産業振興に関する様々なご意見を集約しながら、先行して条例制定をしている市町村の事例も参考に、中小企業振興基本条例の制定も含めて検討してまいります。

また、国や大阪府等が実施する各種支援策の周知に努めるとともに、他自治体の事例把握に努め、振興策を検討してまいります。

<継続>

②ものづくり産業の生産拠点の維持・強化について

ものづくり企業の従業員やOBなどをカイゼン活動のインストラクターとして、あるいはものづくり企業の従業員を現場のカイゼンリーダーとして養成し、中小企業に派遣する「カイゼンインストラクター養成スクール」の開設を大阪府の関係部局と連携して図ること。また、2019年度をもってカイゼンインストラクター養成スクールに対する国の補助金が終了したことから、大阪府と連携し、支援を創設・拡充すること。

回答：産業振興課

「カイゼンインストラクター養成スクール」の情報収集に努め、検討してまいります。

<継続>

③中小企業で働く若者の技能五輪への挑戦支援について

中小企業で働く若者が技能五輪全国大会や技能五輪国際大会に挑戦できるよう、当事者に対する支援をさらに拡充するとともに、市の支援策を広く周知広報すること。加えて、技能五輪地方予選大会・全国大会・国際大会に選手を出場させる中小企業に対して、直接的な資金面での助成を行うこと。

回答：産業振興課

高度な技術力を有する市内企業に対して、中小企業顕彰制度「大阪ものづくり優良企業賞」を紹介するなど周知に努めてまいります。また支援策につきましては、他自治体の事例把握に努め、助成の要否を検討してまいります。

<継続>

④事業継続計画（BCP）策定率の向上に向けて

帝国データバンク大阪支社の2021年5月調査によると、大阪府のBCP策定割合は、16.1%と全国水準（17.6%）よりも低く、企業規模別で見ると、近畿では大企業と中小企業の差が2倍以上となっている。各地で起こる自然災害や感染症の拡大により、大阪府内企業での早急なBCP策定が望まれる。引き続き、近畿経済産業局と大阪府が連携する「BCP策定大阪府スタイル」の取り組みと連動し、特に中小企業に対し、策定のスキルやノウハウ、メリットを広く周知し、策定率を向上させること。

回答：産業振興課

柏原市商工会と連携しながら、BCP策定支援セミナーの開催や啓発活動を行い、BCP策定率向上、災害対応力向上に努めてまいります。

<継続>

(2)取引の適正化の実現に向けて（★）

サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現に向けて、「働き方」も含めた取引の適正化を実現するため、「パートナーシップ構築宣言」の取り組みを推進・拡

大すること。特に、大手企業の宣言拡大に向けた啓発や働きかけを行うこと。

また、中小企業の「働き方改革」を阻害するような取引慣行の是正を強化するため、関係機関と連携し、関係法令の周知徹底や「しわ寄せ」を防止、適正な価格転嫁を実現させるための総合対策、中小企業への各種支援策の周知と利用拡大を図ること。

回答：産業振興課

本市には、製造事業に携わる事業者が多数存在しており、特に中小零細企業の割合が高くなっています。中小企業労働者の労働条件の改善には、公正な取引関係の維持構築が不可欠であり、そのためには、下請け二法や下請けガイドラインの遵守を周知徹底することが必要となりますので、下請取引適正化推進の啓発等、監督省庁等との連携を図ってまいります。

<継続>

(3) 公契約条例の制定について

公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、公契約のもとで働く労働者の適正な賃金水準・労働諸条件の確保により、住民福祉の増進に寄与する公契約条例の制定を推進すること。

回答：契約検査課

条例を制定した場合においても自治体が発注した契約を受注者が労働関係法を遵守したうえで履行しているかを自治体では確認する手立てがなく、また、違反していた場合でも、自治体には受注者の経営運用手法に介入する権限がないため、国による法整備等を求めてまいります。

<新規>

(4) 海外で事業展開を図る企業への支援

海外に事業拠点を持つ、また海外事業展開を図ろうとする地元企業に対し、海外での中核的労働基準（結社の自由・団体交渉権・強制労働の禁止、児童労働の廃止、差別の排除）順守の重要性について周知徹底すること。

また、海外事業拠点や取引先なども含め、人権デュー・デリジェンスの必要性についても周知徹底すること。

回答：産業振興課

労働基準監督署などの情報収集に努め、市内事業所向けに、柏原市商工会や柏原市企業人権連絡協議会等と連携して情報発信などの啓発活動について検討してまいります。

3. 福祉・医療・子育て支援施策

<継続>

(1) 地域包括ケアの推進について（★）

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう地域包括ケアの推進に向け、質・量と

もに十分な介護サービスの提供体制を市町村と連携して整備すること。また、地域包括ケアの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みと、市町村が個別に抱える課題に対して必要な支援を大阪府に求めること。加えて、「大阪府高齢者計画 2021」の最終年度（2023 年度）を迎えるにあたり、大阪府に対して、施策の進捗状況について検証を行い、より実効性を高めるよう求めること。

回答：高齢介護課

地域住民、医療・介護関係者等の声を聞く仕組みを作り、地域包括ケアシステムの推進・深化を図るための情報発信に努めてまいります。また、必要に応じて、大阪府に支援を求めてまいります。

「大阪府高齢者計画 2021」につきましては、大阪府に対して、より実効性を高めるよう支援を求めてまいります。

<新規>

(2)生活困窮者自立支援制度のさらなる改善について

生活困窮者自立支援事業のさらなる質の改善に向け、事業における支援員の育成やスキルの維持・向上のための研修を行うとともに、そのために必要な予算の確保を図ること。

回答：福祉総務課

生活困窮者自立支援事業に従事する支援員等のスキルの維持・向上に向け、大阪府等が開催する研修に積極的に参加するとともに、生活困窮者支援会議に外部講師を招いた研修会も開催しております。

<継続>

(3)予防医療及び健康づくりのさらなる推進について

市（町村）民の特定健診や、乳がん検診、子宮頸がん検診等の受診率向上と早期発見のためにも、若年世代から毎年受診できるよう制度を改定すること。また、AYA 世代にがん検診の積極的な受診を促すための取り組みを強化すること。加えて現在進められている「第 3 期大阪府がん対策推進計画」の進捗状況についての検証を行うこと。さらに、大阪府が実践的に取り組む「健活 10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」等を市民により広く周知すること。

回答：健康づくり課・保険年金課

国民健康保険における特定健診やがん検診等は、法律や国の指針に基づいた対象年齢、受診間隔で実施しております。若年者に対しては、リーフレット等での周知により受診率向上を図っており、胃がん検診や乳がん検診については 30 歳以上から受診していただいております。

また、大阪府が推進している健康アプリ「アスマイル」につきましては、健康づくり課と保険年金課が連携し、チラシの配布や健康教室での案内など、普及啓発活動を実施しております。今後も引き続き普及啓発に努め、できるだけ多くの方に健康づくりに取り組んでいただけるように進めてまいります。

(4) 医療提供体制の整備に向けて (★)

< 継続 >

① 医療人材の勤務環境と処遇改善について

医療現場の実態を把握し、労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスや勤務間インターバルの確保等、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮を強化すること。また、2024年度の医師の労働時間上限規制への整備を図ること。

安全で質の高い医療・看護の提供に向けては、緊急事態を想定した医療人材確保のために、キャリアアップが可能な仕組みの確立、専門性の向上を図る研修機会の拡充を積極的に実施すること。さらには、潜在医療従事者が大規模災害など緊急時に復職できる仕組みや、新型コロナウイルス感染症の患者対応やワクチン接種への従事などをきっかけに一時的に復職した者が希望すれば本格的に復職できる仕組みを医療機関と連携し構築すること。

回答：人事課・医事総務課

市立柏原病院では、従来から医療の安全確保のために医療機関における労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスや勤務間インターバルの確保等、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮に努めております。

また、2024年から実施されるいわゆる「医師の働き方改革」への対応を進めており、今後も引き続き労働環境の整備に努めてまいります。

< 継続 >

② 医師の偏在解消と地域医療体制の向上に向けた取り組みについて

地域や診療科ごとの医師の偏在を解消するため、出産や育児などで離職した女性医師の復職支援研修を行うなど、効果的な施策を実施すること。特に、救急科や産科、小児科等医師不足が懸念される診療科の医師の確保に取り組むこと。また、医療分野での地域間格差解消に向け、地域の医療ニーズや二次医療圏内で医療需要の増加が見込まれる病床機能の確保など地域の実態を検証し、効果的な医療提供体制を構築するとともに、高度な医療機器については共同利用に関する意向書の提出状況の検証を行い、医療機関間の共同利用をさらに促進すること。

加えて、今後ニーズが高まる「訪問医療」を拡充するために、実施している医療機関への助成を行うこと。

回答：人事課・医事総務課

市立柏原病院は平成30年6月に大阪公立大学医学部附属病院との間に医療機能連携協定を締結しております。これにより安定した医師の確保や疾病の種類、重症度に応じた医療の連携が可能となっており、地域の医療ニーズに応えることが出来る効果的・効率的な医療を提供しております。

(5) 介護サービスの提供体制の充実に向けて (★)

< 継続 >

① 介護労働者の処遇改善と職場定着に向けて

介護労働者の確保と定着、離職防止のために、処遇改善施策および潜在介護職員の復職支援研修や介護士をめざす人材への介護資格取得のための奨学金補助や住居費、介護実習費の支援を拡大すること。さらには、サービス提供責任者をはじめとする介護労働者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付けるとともに、事業所による受講

促進にかかる取り組みを評価する等、キャリアアップの仕組みへの整備を支援すること。

また、介護労働者の職場環境を改善すべく、利用者や事業主からのハラスメント防止に向けて、事業主に対する啓発・研修活動を強化すること。

回答：高齢介護課・福祉指導監査課

介護人材の確保・定着のため、適切な処遇改善が図られるよう、介護職員の「処遇改善加算・特定処遇改善加算・ベースアップ等支援加算」の制度を周知し、計画書、実績報告書で確認を行っております。

<補強>

②地域包括支援センターの充実と周知徹底について

地域包括支援センターが、地域のニーズに則して実効性ある機能が発揮できるよう取り組むこと。また、労働者の介護離職を防ぐためにも、家族等が介護をしながら働き続けることをサポートする機能や役割を地域包括支援センターが持つことについて、地域住民に認識してもらえよう、周知・広報を強化すること。

また、「地域包括支援センター」を拠点に高齢者と子どもが積極的に交流を図ることを通じて、高齢者が生きがいを持って生活できる環境整備や、子どもの心の発展をめざす目的で、高齢者と子どもが積極的に交流を図ることができる施策の検討を行うこと。

回答：高齢介護課

地域包括支援センターが必要に応じて、市や社会福祉協議会等の他機関と連携を図るよう関係を強化し、案件の関係者間での情報共有・早期発見に努めてまいります。

また、出前講座の実施等の方法により介護離職防止などに関する地域住民への周知広報に努めてまいります。

地域包括支援センターを拠点とした高齢者と子どもが積極的に交流を図ることができる場につきましては、他の自治体の動向を踏まえ、検討してまいります。

(6)子ども・子育て施策の着実な実施に向けて（★）

<継続>

①待機児童の早期解消に向けて

大阪府と連携して、計画的に保育園の増設などを整備すること。また、保護者の意向や状況を把握するとともに、潜在的な待機児童の把握と事業所内保育、家庭的保育や小規模保育等の整備・充実を図ること。整備の際には保育が適正に行われるよう、認可保育施設との連携や広域的な受け入れ調整などを行うこと。さらには、障がいのある児童の受け入れや兄弟姉妹の同一保育施設への入所など、保育の質を向上させること

回答：こども施設課

本市では、これまでから認定こども園や小規模保育事業所の整備等、特にニーズの高い低年齢児入所枠の拡大に努めており、今後も引き続き市内の保育ニーズを的確に把握し、子ども・子育て支援事業計画に則した取組を進めてまいります。

また、支援が必要な児童の受入に努めるとともに、可能な限り兄弟姉妹が同一施設に入所できるよう利用調整を行っております。

<継続>

②保育士等の確保と処遇改善に向けて

子どもが心身ともに健やかに成長するために必要な保育や幼児教育の質の確保のため、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員等の労働条件と職場環境の改善を行うこと。具体的には、定着率を上げる（離職率を下げる）ために、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、定期昇給制度の確立、適正な配置、研修機会の確保等を行うこと。また、保育士の確保へ向けた大阪府と連携して助成金の創設や、「保育士宿舍借り上げ支援事業」拡充、離職した潜在保育士が復職するための働き方を含めた環境整備などの支援を強化すること。加えて「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」の実施に早急に取り組むこと。

回答：こども施設課・子育て支援課

本市の保育施設では、公立民間とも国基準に基づいた保育士配置を遵守したうえで、必要に応じて加配保育士やフリー保育士、保育補助員等を配置するなど、可能な限り働きやすい職場環境づくりに努めるとともに、研修機会も確保し保育の質の向上に取り組んでおります。また、令和2年度から、民間保育園を対象に、保育士確保に関する市独自の補助金を創設し、保育士の定着率向上に努めているところです。

放課後児童支援員につきましては、定期的な研修を実施するとともに、会計年度任用職員制度の開始に合わせて給与改定や労働条件の見直しを行い、支援員の確保に努めております。「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」の実施につきましては、更なる改善策として、今後検討してまいります。

<継続>

③地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて

保護者の負担軽減となるよう、病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育等、多様なサービスの拡充のための財政支援を行うこと。また、病児・病後児保育を利用しようとする保護者がネットによる空き状況の確認や予約が可能なシステムを整備すること。また、保護者の意向や状況の把握、多様な保育サービスが実施できる施設の拡大に伴う保育士、看護師の確保の支援を行うこと。

回答：子育て支援課

地域子ども・子育て支援事業の実施につきましては、子ども・子育て支援交付金を活用し、各事業に対する財政支援を行っております。

病児・病後児保育利用におけるシステム整備につきましては、システムを導入している自治体の状況や、市内におけるサービスの利用状況を踏まえ、検討してまいります。

また、第2期子ども・子育て支援事業計画策定の際に実施した子育て世帯に対するニーズ調査を踏まえて令和6年度までの各事業の提供量を設定しておりますので、この計画に則して、引き続き住民ニーズを的確に把握し、支援を進めてまいります。

<継続>

④企業主導型保育施設の適切な運営支援について

企業主導型保育施設については、子どもの育ちと安全を保障するため、認定・指導・監査等、市町村による関与を行うことが必要である。そこで、認可施設への移行を強力に進め、保育の質を確保するとともに、企業主導型保育事業における地域貢献の理念を徹底すること等について、現在策定されている計画に基づき、速やかに進めると同時に、市町村や事業者、保護者の声を聞く等、新たな課題等が抽出できる仕組みを構築すること。

回答：こども施設課・福祉指導監査課

現在、本市内に企業主導型保育施設はありませんが、設置された場合には適切に対応してまいります。

<補強>

⑤子どもの貧困対策と居場所支援について

「第2次大阪府子ども貧困対策計画」にもとづき市として実効ある対策と効果の検証を行うこと。あわせて、困窮家庭における相談窓口を一本化することで、必要な支援が確実に享受できる体制の構築を推進するとともに、就労しているひとり親家庭への支援が確実に届くよう、土日祝や夜間での相談体制を充実させること。また、行政手続きの簡素化を行うこと。

NPO、民間団体、個人が運営する「子ども食堂」は、食の提供だけに留まらず、「子どもの居場所」として地域との繋がりを深める重要な拠点であることから、市町村が実施している「子ども食堂」支援事業に応じた補助金を支給・拡充するなど支援を強化すること。

また「子ども食堂」、教育機関、民間企業などが連携したネットワークの構築へ向けた取り組みを支援することとし、「子ども食堂」「子どもの居場所」などの支援体制については、学校校区内に留まらず、子供が気楽に訪問、参加ができる支援体制を構築すること。

なお、廃園した公立幼稚園の敷地活用など、具体的取組を検討すること。

回答：子育て支援課・福祉総務課

子どもの貧困対策を推進するため、貧困対策計画を「第2期柏原市子ども・子育て支援事業計画」に包含して取り組んでおります。令和5年度におきましては、関係部局間及び大阪府との連携を図りながら、子どもの貧困にかかる実態調査を実施するとともに、取組内容の検証や新たな施策の検討を行うなど、本市における総合的かつ効果的な子どもの貧困対策に取り組んでまいります。

また、令和2年度に開始した「社会的居場所づくり事業補助金」を通じて、「子ども食堂」などの子どもの居場所づくりに取り組む民間団体や市民団体を引き続き支援するとともに、関係部局が連携して取り組む「子どもの豊かな未来を考えるプロジェクト」におきまして、社会福祉法人などの福祉団体が参加することを検討してまいります。

<継続>

⑥子どもの虐待防止対策について

児童虐待相談件数が増加傾向にある。そこで、「児童虐待防止法」や国民の通告義務の啓発・広報の徹底を図るとともに、児童虐待防止をよびかける「オレンジリボン運動」を推進し、新たな未然防止策を講じること。また、増加する相談業務に適切に対応するため、児童福祉司、児童心理司、相談員を増員し、児童虐待の予防的な取り組みや介入の徹底など児童相談所の機能を強化するとともに、相談業務を担う職員の専門性を高める研修等を実施すること。加えて、虐待の早期発見を図るとともに、新型コロナウイルス感染拡大の影響により在宅時間が増えることによる虐待事案も見られることから、学校との連携を強化し、早期発見による未然防止に努めること。

なお、支援体制の行う職員の配置については、労働力不足が原因で一部の職員の負担とならないように労働力確保に努めること。

回答：こども家庭安心課

児童虐待防止の啓発活動につきましては、リーフレットの配布、ポスターの掲示、子育て情報誌・広報誌への掲載、講演会の開催等を通して広く啓発を行っております。

また、児童虐待の早期発見・未然防止を図るため、柏原市要保護児童対策地域協議会の調整機関である子ども家庭総合支援拠点が中心となり、子育て世代包括支援センター、教育委員会、各学校・保育所等の関係機関との連携を強化し、常に情報共有を行いながら、児童虐待の予防から虐待事案への早期対応と一貫した取組に努めております。

相談業務を担う職員につきましては、府主催の研修等を順次受講し専門性を高めており、支援体制を整えるため、適正な専門職の配置の確保に努めてまいります。

<新規>

⑦ヤングケアラーへの対策について

「府立高校におけるヤングケアラーに関する調査結果」を踏まえ、実態件数の把握と迅速な社会的・経済的支援を行い、子どもたちが教育の機会を奪われることのないよう、社会的孤立を防ぐ支援を早急に行うこと。加えてヤングケアラーは、子ども自身や家族が「支援が必要な状況である」認識していない場合が多いことから、地域包括支援センターを拠点として福祉、介護、医療、教育等の様々な機関と連携し、早期発見が可能な仕組みを構築するとともに、相談体制を強化すること。また学校や地域での早期発見につながるよう、具体的な事例や概念について広く周知を行い、理解促進に努めること。

回答：こども家庭安心課・指導課

各学校におきましては、ヤングケアラーが疑われる児童生徒について、早期にスクールソーシャルワーカー等各専門機関と情報共有を図り、ケース会議等を通して改善策を検討してまいります。また、管理職をはじめ各学校の生徒・生活指導担当者に対し、府より派遣されたSSWが講師となり研修を行うなど、理解促進に努めております。

相談支援体制につきましては、子ども・高齢者・障害者・生活困窮者支援の各部署による連携会議を定期的に開催し、関係機関へヤングケアラーの理解を促進するとともに包括的な支援体制の構築に努めております。

<継続>

(7)自殺念慮者に対する相談体制の強化について

相談者に対応する相談員の増員や研修制度の充実、さらにはSNSによる相談体制を充実するなど、相談体制を強化すること。あわせて、相談員のメンタルヘルス対策も充分に行うこと。また、相談者が抱える個々の事情により沿った支援を行うために、大阪府や、NPOなどの民間団体と連携するとともに、取り組みに対する支援を行うこと。

回答：健康づくり課

自殺予防のゲートキーパー研修等を数多く実施している民間団体と連携し、学校現場で従事する教職員や関西女子短期大学の学生を対象にゲートキーパー養成講座を実施し、人材の育成及びスキルアップを図っております。

また、心理士による「こころの相談」（対面）を2か月に1回、保健師による「こころとからだの相談」（電話・対面・メール）を随時実施しており、引き続き自殺者撲滅に向

けた取組を行ってまいります。

4. 教育・人権・行財政改革施策

<継続>

(1) 指導体制を強化した教育の確保と資質向上について (★)

少人数学級による子どもの学びの質を高めるために教員や支援員の確保と同時に教員の長時間労働を是正するための客観的な勤務時間管理を行い、「在校等時間の上限（月 45 時間、年 360 時間）」を遵守すること。また、教職員の欠員対策については、代替者が確実に確保できるよう、課題解決をはかるとともに、子どもの貧困、虐待、自死に関する対策を進める意味からも、すべての学校にスクールカウンセラー（SC）及びスクールソーシャルワーカー（SSW）の早期配置、もしくは拡充を行うこと。また、SC 及び SSW の十分な人材確保へ向けた養成・育成について取り組むこと。

回答：学務課・指導課

教職員の長時間労働につきましては、勤怠管理システムにより、教育委員会で勤務状況を把握し、必要に応じて校長のヒアリングを行い、教職員の長時間労働の是正を行っております。時間外勤務時間軽減方策として、夏季休業中に 3 日間の一斉閉庁日の実施、「柏原市立中学校の部活動の在り方に関する方針」に基づく指導に取り組んでおります。

教職員の欠員対策につきましては、講師等募集の情報発信に加え、退職者にも連絡を行い課題解決に取り組んでいます。また、スクールカウンセラーは全ての学校に配置し、スクールソーシャルワーカーは、拠点校に配置し全校に派遣が可能となっております。現在、全校配置に向けた検討を進めております。

人材育成に向けては、府が主催する研修に積極的に参加を促すとともに、市主催の連絡会を行い、情報共有を通して人材育成を図っております。

<継続>

(2) 奨学金制度の改善について (★)

給付型奨学金制度のさらなる対象者や支給金額の拡充を、積極的に国へ求めること。また、従来からの支援制度のみならず、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度の創設を検討するなど、新たに市独自の返済支援制度を検討すること。加えて、コロナ禍によって返済が困難な労働者に対する返済猶予措置を講ずること。

回答：指導課

学ぶ意欲のある学生を支援するためにも、今後も継続的に周知等に努めるとともに国に対して拡充を求めてまいります。柏原市奨学金につきましては、従来より返済が困難な奨学生に対して返済猶予措置を講じております。

<継続>

(3) 労働教育のカリキュラム化について (★)

ワークルールや労働安全衛生等、働くことに関する知識を深め活用できるよう、労働教育のカリキュラム化を推進すること。また、労働組合役員や退職者などの経験豊富な外部講師を登用した出前講座や職場見学・職場体験などを含め、働くことの意義や知識を学ぶ時間を設定すること。

回答：指導課

職業体験やオンラインを活用した職業講話などを実施しております。今後も学習指導要領に基づき、得た知識をもとに何ができるか、資料等を見てどう考えるかという観点に立って、授業の中で教科横断的に働くことに関する知識を深めてまいります。

<新規>

(4) 消費者教育の推進について

成年年齢が引き下げられたことにより、知識や経験不足に乗じた悪徳商法などによる若年層の消費者被害の拡大が強く懸念されている。とくに高校生や大学生への消費者教育は急務となっていることから、教育現場への啓発活動や支援などの拡充に加え、家庭でも消費者教育を学ぶことができる教材を作成するなどの対策を講じること。

回答：指導課・社会教育課

毎年開催する成人式において、産業振興課と協働して、成年を対象とした消費生活に関する啓発パンフレットを全新成人へ配布しております。今後も、関係機関と連携しながら消費者教育に関する取組を推進してまいります。

学校においては、家庭科や社会科の授業を通して、消費に関する教育を行っております。今後も学習指導要領に基づき、インターネット教材等を活用し、授業の中だけでなく家庭でも消費者教育を学ぶことができるよう進めてまいります。

(5) 人権侵害等に関する取り組み強化について

<補強>

① 差別的言動の解消に向けて

大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例が施行されているものの、ヘイトスピーチをはじめとする差別行為は無くなっていない。そこで、あらゆる差別の解消に向け SNS やインターネット上に氾濫する差別の実態を把握するとともに、差別解消に向けた具体的施策を講じること。さらには、無意識による無理解や偏見による言動も差別に繋がることから、人権意識の向上へ向けた周知を行うこと。また近年、インターネット上の人権侵害事案も多発していることから、2022年4月施行の「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」の趣旨をふまえ、実効性ある施策を推進すること。

回答：人権推進課

令和2年4月からインターネットにおける掲示板などへの部落差別をはじめ外国人や障害者に対する差別的な書き込み等に対し、早期発見及び拡散防止を図ることを目的にモニタリング活動を実施しております。これまで部落差別を助長する書き込み23件に対しましては削除要請を行い、17件削除されております。

また、令和3年1月に実施しました「人権問題に関する市民意識調査」の結果を踏まえ、令和4年10月に柏原市人権行政基本方針・推進プランの改定を行いました。今後も当基本方針・推進プランに基づき、市独自の課題等を解消するために被差別当事者の思いや差別の実態を啓発等に取り入れ、差別の撤廃に向け引き続き人権啓発の推進に取り組んでまいります。

< 継続 >

②多様な価値観を認め合う社会の実現に向けて

LGBT等のセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別が根強くあるのは、SOGI（性的指向と性自認）に対する社会の理解が進んでいないことが原因である。そこで、「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基づき、人権問題として多様な価値観を認め合うことが必要であることから、理解を深めるために、行政・市（町村）一体となって意識変革啓発活動に取り組むこと。あわせて2017年3月に策定された「性的マイノリティの人権問題についての理解増進に向けた取組」方針の検証を行うとともに、見直しにあたってはNPOや有識者など幅広い意見を参考に見直すこと。また、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」に続き、本市にも条例設置をめざすこと。

回答：人権推進課

大阪府パートナーシップ宣誓書受領証（以下、受領証）をお持ちの方には、市立病院で家族と同等の扱いを受けることが可能となっており、庁内においては、令和2年12月に受領証をお持ちの方へ提供可能なサービスの有無の調査を実施しており、今後は関係課と利活用や対応可能な施策等について検討してまいります。

また、LGBTQに対する相談につきましても、本市の人権いろいろ相談を軸に他機関の相談窓口とも連携を図っていくとともに、人権侵害が発生した際には、法務局や大阪府など関連機関と連携して解決できるよう取り組んでまいります。

教育・啓発につきましても、本市職員向け研修や市民向けの講座において、LGBTQ当事者を講師にお招きし講演会等を実施しております。今後も関係課と制度の利活用を協議検討してまいります。

< 継続 >

③就職差別の撤廃・部落差別の解消に向けて

いまだ就職差別については根が深い問題である。そのことから、公正採用選考人権啓発推進員のさらなる拡充を行い、企業への指導を強化すること。また、応募用紙については「統一応募用紙」「厚生労働省履歴書様式例（2021年策定）」の使用や面接時における不適切な質問を行わないよう、企業や関連団体等に対して周知徹底すること。加えて部落差別解消法について、市民に広く周知はもとより、就職を控えた若年層への就業前教育等で徹底し、あらゆる差別撤廃に向けた施策を講じること。

回答：人権推進課

柏原市企業人権連絡協議会を通じて、公正採用選考人権啓発推進員についての研修案内や、「統一応募用紙」「厚生労働省履歴書様式例（2021年策定）」について周知しております。また、例年広報6月号において就職差別撤廃月間の周知・啓発記事の掲載や市役所本館に就職差別撤廃の懸垂幕・幟を設置するなど引き続き市民・企業へ働きかけてまいります。

また、部落差別解消推進法の周知につきましても、部落差別解消推進法が施行され5年目の節目である令和3年度において、市が実施した「人権問題に関する市民意識調査」の結果を踏まえ、本市ウェブサイトにて啓発記事の掲載を行っております。なお、市内各所でのポスターの掲示や講演会等の行事などでの周知・啓発活動や講演会、講座等も引き続き取り組んでまいります。

<継続>

(6) 財政状況の点検と適正な財政支出について

新型コロナウイルス感染症拡大が長期化する中、市町村は様々な対策を講じ続ける必要がある。しかし、市町村によっては財政が圧迫され、十分な対策を行うことができないこともありうるため、市町村における財政状況をつぶさに点検し必要な支援を行うとともに、大阪府に対して、必要な財政支援を強力に求めること。

回答：財政課

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、令和4年度においても感染防止対策や経済支援対策を実施しておりますが、その財源として国庫及び府支出金を活用しつつも、財政調整基金を取り崩す見込みでございます。

また、令和5年度以降も感染対策等を実施していくとなれば、さらに財政調整基金の取り崩しが必要となり、本市の財政を圧迫する状態となることを懸念しております。

そのため、今後も国及び大阪府の動向を注視し、必要に応じて感染症対策に係る財政支援を要望してまいります。

<継続>

(7) 行政におけるデジタル化の推進について

行政によるデジタル化を推進し、オンライン申請などの利便性を高めることで、行政事務手続きの簡素化や行政情報へのアクセス向上などに取り組み、デジタルセーフティネットの構築をめざすこと。また、デジタル化の推進に伴う情報格差の解消に向けても取り組むこと。

回答：デジタル推進課

自治体DX推進計画の重点取組事項の一つである自治体行政手続のオンライン化につきましては、マイナポータルからマイナンバーカードを用いて行政手続が行えるようシステムの構築を進めており、令和5年4月開始を予定しております。厳格な本人確認を必要としない簡易な手続につきましては、今年度より導入しました電子申請ツールにより申請フォームを作成し、パソコンやスマートフォンから本市のWebサイトへアクセスしていただくことにより、行政事務手続の簡素化や行政情報へのアクセス向上を目指してまいります。

また、情報格差の解消につきましては、今年度は高齢介護課におきまして高齢者向けのスマートフォン教室を開催しておりますが、令和5年度につきましても先進自治体の取組事例などを調査・研究の上、引き続き取り組んでまいります。

<新規>

(8) マイナンバー制度の定着と活用について

公正・公平な社会基盤としてのマイナンバー制度の定着と一層の活用に向けて、運用状況や住民からの意見を丁寧に把握し、必要に応じて、利用範囲や個人情報保護に関し、適切な取扱い行っていくこと。あわせて、税務行政体制の効率化をはかるとともに、個人情報の保護体制を強化すること。また、マイナンバーカードの普及促進をはかるため、プライバシー保護のための安全性の周知と個人情報管理体制の強化を行うこと。

回答：デジタル推進課

マイナンバー制度につきましては、国や地方自治体などが社会保障、税、災害対策などの法定された行政手続で利用するよう整備されておりますが、2021年5月のデジタル改革関連法によるマイナンバー制度の拡充が図られていることから今後も国の動向を注視し、個人情報保護委員会の定めるガイドライン等を参考にしながら、個人情報の適切な取扱いを行ってまいります。

また、マイナンバーカードのプライバシー保護及び安全性の周知につきましては、国のWebサイトやリーフレット等により一定程度の周知が行われているものと考えておりますが、個人情報保護の管理を含め、国及び大阪府と連携しながら進めてまいります。

<継続>

(9) 投票率向上に向けた環境整備について

投票者の利便性と投票率向上の観点から、頻繁に人の往来がある施設に投票所（期日前投票も含む）を設置すること。また、共通投票所の設置拡大ならびに期日前投票の投票時間の弾力的な設定に努めるとともに、施設側からの投票所設置に伴う公募を行うこと。加えて、投開票の簡素化・効率化、疑問票の削減、障がい者の投票参加の拡大などの観点から、投票方法を自書式から記号式に改め、不在者投票手続きについて郵送に代わるしくみを検討すること。

回答：行政委員会

頻繁に人の往来がある施設に投票所（期日前投票も含む）を設置することに関しましては、期日前投票所を河内国分駅周辺と柏原駅周辺に1箇所ずつ設置する予定としております。

また、共通投票所の設置拡大並びに期日前投票の投票時間の弾力的な設定、また施設側からの投票所設置に伴う公募につきまして、投票率の向上及び投票環境の整備を図るため検討しておりますが、二重投票防止のためのネットワークの構築、事務従事者等の確保及び人件費等の問題がありますので、今後も実施市区町村の状況を参考に引き続き検討してまいりたいと考えております。

投票方法を自書式から記号式に改めることにつきましては、投票用紙の大きさの制限から、候補者が少ないと思われる市長選挙で実施されている実例があります。しかし、記号式で投票できるのは、選挙期日のみで、期日前投票、不在者投票等は自書式となっております。期日前投票をする選挙人が増加する中で、選挙期日の投票のみを記号式に改めるメリットは少ないと考えております。

不在者投票手続きにつきましては、選挙人からの投票用紙等の請求に関しまして郵送に代わる方法として、電子申請を検討してまいります。

5. 環境・食料・消費者施策

<継続>

(1) 食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて（★）

これまで大阪府の「食品ロス削減ワーキングチーム」が精力的に取り組んできた食品ロス削減対策を継続的に実施するとともに、「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」による「パートナーシップ事業者」を拡大していくため、外食産業をはじめとする食品関連事業者に積極的な働きかけを行うこと。また、市民に対し「食べ残しゼロ」を目的にした「3010運動」については、コロナ禍において運動の広がりが困難であるが、アフターコロナに向けて引き続き効果的な啓発活動を実施するとともに、「食べきり」を促進すること

に併せ、食品ロスを無くすための「持ち帰り」を基本とする環境整備を進めること。また、コロナの影響で農作物の破棄も見受けられることから、有効に活用できる方策も検討すること。

回答：環境対策課

食品ロス削減対策につきましては、市の広報誌やウェブサイトにおいて環境や家計にやさしい食品ロス削減を提唱しており、食品ロス削減に取り組むパートナーシップ事業者の拡大につきましても本市産業部門と連携し検討を重ねてまいります。

3010 運動につきましては、アフターコロナに向け、市民総合フェスティバルなどにおいて食品ロスをテーマとしたブース出展などを通じて「食べきり」「持ち帰り」についての効果的な啓発活動を検討してまいります。また、農作物の破棄による食品ロスにつきましては本市農業部門と連携を行ってまいります。

<継続>

(2) フードバンク活動の課題解決と普及促進について

2019 年 5 月に成立した「食品ロス削減推進法」に則り、フードバンクに対する具体的な支援を行っていくこと。また、コロナ渦におけるフードバンク活動団体が抱える課題を解決するための相談窓口や活動の関係者で構成する協議体の設置を検討すること。加えて、活動に対する社会的認知を高めるための啓発を強化すること。また、「フードバンクガイドライン」の策定によって支援のあり方が効果的になっているか検証を行うとともに、活動に対する社会的認知を高めるための啓発を強化すること。

回答：福祉総務課

社会福祉協議会が中心となり、地域住民から余剰食品や日用品を募り、生活困窮者等の支援に役立てる、フードパントリー活動を行っております。活動にあたっては、社会福祉協議会と各種相談窓口との連携を密にするとともに、本市ウェブサイト等を通じて活動を周知するなど、事業協力を行ってまいります。

<継続>

(3) 消費者教育としての悪質クレーム（カスタマーハラスメント）対策について

「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為等の悪質クレーム（カスタマーハラスメント）の抑止・撲滅を推進すること。具体的な取り組みとしては、市（町村）独自の判断基準の策定を行うとともに、消費者に倫理的な行動を促すための啓発活動や消費者教育を行うこと。

回答：産業振興課

現在の啓発活動や消費者教育として、敬老の日の高齢者福祉大会開催に合わせ、高齢者の方を対象にした消費生活啓発講演会を実施し、また成人式の参加者には消費者教育の冊子を配布しているほか、市ウェブサイトや広報誌等で、よくある消費者トラブル等

について定期的に情報提供を行っております。

こうした既存の取組の中に悪質クレーム（カスタマーハラスメント）対策を組み込み、消費者保護だけでなく、消費者に倫理的な行動を促すための啓発活動や消費者教育となるよう取り組んでまいります。

<継続>

(4) 特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について

大阪府域では、高齢者等が狙われる特殊詐欺の被害が多発しており、未然防止対策の強化が求められる。特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと。新型コロナウイルス感染症拡大に乗じた特殊詐欺が発生しており、新たな手口への注意喚起を積極的に行うこと。この間、SNS やアプリなど、幅広い広報媒体を活用して周知をはかっているが、高齢者については、そうした媒体の利用については低いと思われるので、従来型のチラシ・ポスターでの周知の充実もはかること。

回答：高齢介護課

特殊詐欺被害防止のため、高齢者に対する啓発活動を地域包括支援センターと連携し、市民講座等の場において行ってまいります。また、高齢者へ自動通話録音機の無償貸出しを行っております。

<継続>

(5) 「2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」と

その実践に向けた産業界との連携強化について

「2050 年カーボンニュートラル」の実現に向け、すでに「2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」を行った大阪府が、市町村に対してもさらに表明が進むよう働きかけること。とりわけ、政府の「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が供給側の取り組みを中心としていることから、住民など需要側の行動を促す意識喚起の取り組みを積極的に進めていくこと。さらには、「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」で示した 2030 年に向けて取り組む項目について大阪府と連携するとともに、市民・事業者への周知は行うこと。また、実行計画の進捗状況、支援内容についても明らかにすること。

グリーン成長戦略で実行計画が策定されている 14 分野を中心に、産業界との情報交換・意見交換を強化し、地元の事業所における取り組みの推進状況、今後の推進計画などに関して広く共有化を図り、規制の見直しなどを含めて、地方自治体として必要な支援を強化していくこと。

回答：環境対策課

大阪府において地球温暖化防止実行計画（区域施策編）が策定され、カーボンニュートラルの実現のため、2030 年に向けて取り組む項目が掲げられていますことから、同計画に沿った市民や事業者の行動変容を促すために、脱炭素につながる生活様式の普及啓発やCO₂排出の少ない再生可能エネルギーの利用促進などにつぎまして大阪府と情報交換を密にするなどし、検討を重ねてまいります。

また、グリーン成長戦略における実行計画につきましては本市産業部門と連携するなどし、引き続き進めてまいります。

<継続>

(6) 再生可能エネルギーの導入促進について

再生可能エネルギーの導入促進にあたって、条例を整備し調査コスト・開発リスクに対する各種補助金の充実を図るとともに、再生可能エネルギーを効率的に利用するために、高効率・大容量の蓄電が可能となる技術開発や、スマートグリッドの構築を支援するしくみを構築すること。

回答：環境対策課

再生可能エネルギーの導入促進につきましては、導入支援を目的とした補助金の創設を含め、市民や事業者に対して、脱炭素社会構築のための諸施策を進める必要があるものと考えますことから、引き続き、再生可能エネルギーの設備費用支援などにつきまして、国、大阪府、近隣市等の情報を収集しながら取組を進めてまいります。

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

<継続>

(1) 交通バリアフリーの整備促進について

公共交通機関（鉄道駅・空港等）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターの設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を行うこと。特に、設置後の補修等の財政的補助について検討すること。

回答：都市政策課

交通バリアフリー基本構想やバリアフリー基本構想を策定し、乗降客数が一日当たり3千人以上の駅について、エレベーターやスロープ設置などのバリアフリー化を進めており、これらの設備の設置の際、事業者に対して財政支援を行っております。

維持管理・更新費用につきましては、現時点で財政支援措置は検討しておりませんが、今後、必要に応じて検討してまいります。

<継続>

(2) 安全対策の向上に向けて

鉄道駅の転落事故等を防止するためのホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進されるよう、利用者10万人未満の駅に設置する費用に対する助成や、令和4年度まで固定資産税を軽減する特例措置についてのさらなる延長等、税制減免措置等の財政措置の拡充・延長、設置後の補修について助成を行うこと。また、高齢者や障がい者の方への介助については交通事業者に委ねられているが、結果として事業者の人的負担も増加していることから、市（町村）や民間、地域の協力を得ながら「社会全体で交通弱者を含めた利用者の安全を確保し、支えていく仕組み」について検討すること。

回答：都市政策課

交通バリアフリー基本構想やバリアフリー基本構想を策定し、乗降客数が一日当たり3千人以上の駅について、エレベーターやスロープ設置などのバリアフリー化を進めており、これらの設備の設置の際、事業者に対して財政支援を行っております。

ホームドア・可動式ホーム柵の設置につきましては、現時点で財政支援措置は検討しておりませんが、今後、必要に応じて検討してまいります。

また、ソフト対策につきましても、今後、必要に応じて検討してまいります。

<新規>

(3)交通マナーの向上について

コロナの感染拡大の影響により、宅配業者も増加している。それにより自転車を巻き込む事故も増加している。原因はさまざまではあるが、ひとつに自転車運転者マナーの問題も指摘されている。事故防止のための自転車専用レーンの整備や、自転車運転者への法令遵守やマナー向上への周知・徹底を図ること。

回答：交通政策課

自転車運転者のマナー向上等につきましては、小学生を対象にした交通安全教室で、法令や自転車の乗り方の指導、周知を警察等と連携し実施しております。また、警察等と連携し各種キャンペーン等で啓発活動を実施しております。

自転車専用レーンの整備につきましては、現状の限られた道路空間では早期に自転車レーンを整備することは難しいため、道路改良等のハード整備やソフト対策も含めて事故防止対策を実施してまいります。

<継続>

(4)キッズゾーンの設置に向けて

保育中の子どもや通園中の園児や保育士が巻き込まれる事故が多発している。防止するため、保育施設周辺の道路に「キッズゾーン」の設置や危険箇所がないか総点検を実施するとともに、安全確保のため、ガードレールの設置が求められていることから、危険箇所から優先して未設置の所は早期の設置を行う事。あわせて、歩行帯、横断歩道、ガードレール、信号や幹線道路の白線や表示が見えにくくなっている箇所も散見されることから、必要なメンテナンスも行う事。引き続き対策必要箇所の把握・設置が進むよう、大阪府と連携し、指導・支援を行うこと。また、運転手にも広く周知するため、免許更新の際に注意を呼び掛けるなど、キャンペーン等を実施すること。

また、幹線路道の損壊状況の情報収集、提供については、地元企業と連携し、早急な修復作業に務めること。

回答：交通政策課

令和元年度に危険箇所に対する総点検を実施し、令和3年度末時点で総点検の際に指摘を受けた箇所の安全対策は完了しております。毎年実施しております、通学路点検に合わせ、未就学児が日常的に集団で移動する経路の点検につきましても、市内保育施

設と連携して行ってまいります。

キッズゾーンの設置につきましては、国、府の動向等を見据えながら、本市の関係部署、警察等と連携し検討してまいります。

<継続>

(5) 防災・減災対策の充実・徹底について (★)

市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアル等を効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備等自助・共助の視点のもと、市民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的な啓発活動を実施するとともに、精度の高い情報収集に基づく伝達体制を構築すること。災害時における避難所についての環境整備についてもはかること。また「おおさか防災ネット」の運用状況（登録）について推移を示すこと。

加えて、被害を低減させるための施設・装備を充実し、コロナ禍でも災害発生時に機能する医療体制を整備・強化すること。また、市町村が作成した「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練等、市町村の支援を行うこと。さらに、災害発生時における情報提供ツールのホームページについて、見やすくわかりやすい様に工夫を行うこと。加えて、コロナ禍における新たな防災計画を策定し、それぞれの状況に応じて感染拡大期・安定期・終息期に分けて具体的に示すこと。また「避難所の感染対策・訓練」だけでなく、災害時に市民が避難を躊躇しないようコロナ禍での避難対応のマニュアル・指針を広く府民へ示すこと。地域における防災の担い手となる、防災の資格である「防災士」の取得を促すための広報や、養成研修実施機関として登録すること。特に「女性防災士」の取得の促進をはかるとともに、資格取得助成の市町村を拡大するよう支援すること。

回答：危機管理課・障害福祉課・高齢介護課

防災・減災対策としまして、各地域で実施される自主防災訓練において、避難行動のあり方や避難のタイミングについて、ハザードマップを活用した周知啓発を行うとともに、確実に避難情報を伝達できるよう、防災行政無線に係る電話応答サービスの導入により避難情報の聞き逃し防止を図るなど、市民が安全に避難できる体制の強化を図っております。

避難行動要支援者名簿につきましては、福祉部局において計画的に見直しを行うとともに、避難支援者等関係者づくりや避難における個別計画等につきましても、配慮を行いつつ慎重に進めてまいります。

さらには、現在のコロナ禍における防災対策としまして、避難所運営マニュアル（感染症対策編）を作成するとともに、ルームテント、段ボールベッド、パーティションといった感染症対策備品の避難所への配備や、感染症対策を踏まえた避難所運営演習を実施するなど、住民が新型コロナウイルスによる感染を恐れて避難行動を躊躇することがないように取組を進めてまいります。

<継続>

(6)地震発生時における初期初動体制について

南海トラフ地震の発生が懸念されているが、地震発生時には、初期初動体制が極めて重要である。各自治体においては、有期・短時間・契約・派遣等で働く職員が多くを占めていることから、緊急時に十分な対応ができるよう人員体制を確保すること。また、震災発生においては交通機関が麻痺していることから、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたる等、柔軟に対応できるよう日常的に市町村間の連携を行えるよう、近隣自治体に働きかけを行うこと。また、企業・住民への日頃の防災意識の啓発と、災害ボランティアセンターなどとの連携など、いつ発生するともわからない災害への対策を強化すること。

回答：危機管理課

地震発生時の初動体制につきましては、柏原市職員初動マニュアルに基づき、正職員による配備体制での対応となります。職員は、本人及び家族等の安全が確保された場合は速やかに参集し、災害対応や避難所設営に従事するものとしております。

交通機関の麻痺等で参集できない場合に自宅最寄り自治体での対応にあたることなどにつきましては、災害の規模により対応も大きく異なるものと考えますが、まずは職員の安否確認を含め状況連絡を職場へ報告するものとし、その後は災害の状況に合わせて初動対応を取ることが望ましいと考えております。

(7)集中豪雨等風水害の被害防止対策について（★）

<継続>

①災害危険箇所の見直し及び防災意識の向上と啓発について

予測不可能な風水害が頻繁に起こり、予想以上の被害が発生している。災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊等への対策が非常に重要であることから、すでに整備済みであっても、危険度が高いとみられる地域の未然防止の観点からも日頃の点検や対策を講じること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し、森林整備等の維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、必要に応じてハザードマップの見直し点検を行いながら、一層の周知・広報を行い、日頃の防災意識が高まるよう取り組むこと。

回答：危機管理課

想定を上回る災害は常に発生するという認識のもと、河川及び土砂災害などによるハード面の整備につきましては、今後も国や府に要望を行い、対策を講じていただくこととし、地域住民からこれまでに災害が発生した場所や状況を聴き取り、ハザードマップに情報を反映させるなど、ソフト面となる的確な避難行動に繋がる取組を進め、住民の防災意識の向上を図ってまいります。

< 継続 >

②災害被害拡大の防止について

大型台風等大規模自然災害発生時における安全確保の観点から、事業活動を休止する基準の設定等必要な仕組みを整備するとともに、市民への制度の周知・理解促進を図ること。さらに災害発生時には市民に不安を与えない様コロナ対策を行った上での対応を行うこと。

回答：危機管理課

通勤・通学時間帯での災害発生により、出勤・帰宅抑制が機能しなかった場合には、ターミナル駅等で多くの滞留者が発生することが予想され、大阪府や鉄道事業者と連携して、一時避難場所の開設など帰宅困難者対策を行ってまいります。また、一時避難場所の開設・運営に際しては、新型コロナウイルス感染症対策をしっかりと踏まえ、二次的災害が発生しないよう努めてまいります。

< 継続 >

(8)激甚災害時における公共交通機関の早期復旧に向けた取り組み

自然災害による鉄道被災は、鉄道用地外からの土砂・倒木流入や河岸崩壊などによって被害が拡大する事例が多く、こうした複合災害により発生した鉄道被災に際しては、復旧を事業者任せにすることなく、治山・治水事業とあわせた一体的・包括的な対応を、国及び地方自治体が責任を持って進めるよう関係機関に働きかけること。また、鉄道の早期復旧にむけてより密接に事業者や地権者といった関係主体との連携を積極的に図ること。

大規模災害時に踏切が閉じたままになったことで救急・消防の対応が遅れないよう、改正踏切道改良促進法の施行にあわせた実行性のある対応を進めること。

回答：都市管理課

治水事業につきましては、国及び大和川河川事務所に対し、大和川水系河川整備計画に基づいた治水施設の早期整備の推進を働きかけるとともに協力してまいります。

なお、被災時の公共交通機関の早期復旧や踏切道の対応につきましては、大阪府をはじめ、関係機関との連携を図ってまいります。

< 継続 >

(9)公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について

鉄道係員に対する暴力行為の件数は、高止まりという状況であり、お客様トラブル事象やカスタマーハラスメントに分類されるような事象も数多くある。働く者の安全・安心の確保のためにも、公共交通の利用促進とともに、利用者側のマナーやモラルといった部分に対する理解促進を図ることから、事業者によるさまざまなキャンペーン等の取り組みも進められているが、行政として「公共交通の安全安心な利用」に向けた啓発活動の強化等の対策を講じること。また、駅構内や車内での巡回・監視等の防犯体制のさらなる強化を図るとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う施策（防犯カメラの設置や警備員の配置等）への費用補助等の支援措置を早急に検討すること。

回答：交通政策課

防犯カメラの設置や警備員の配置等への補助につきましては、現時点で実施予定はございません。公共交通の利用促進、利用者のマナー、モラルに対する啓発につきましては、今後は公共交通事業者と連携し、積極的に行ってまいりたいと考えております。

<継続>

(10) 交通弱者の支援強化に向けて

誰もが買い物ができ、医療・介護、各種行政サービス等が受けられるよう、地域の実態を調査し、その結果を踏まえて、バス路線の整備を含めた公共交通による移動手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援等、必要な対策を推進すること。「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」による取り組みの効果の検証を行うこと。

回答：交通政策課

現在、無料で乗車できる「きらめき号」を市が運行しており、高齢者等の移動手段の確保に努めております。今後は市民や地域の実態を調査し、鉄道、バス、タクシー等の既存の公共交通と相互に連携を図りながら、交通空白地の解消等に取り組んでまいりたいと考えております。

<継続>

(11) 持続可能な水道事業の実現に向けて

持続可能な水道事業の実現のため、水道事業体における専門性を有する人材の確保・育成、技術継承および水道の基盤強化のための労働環境改善に向けた取り組みを行うこと。

また、水道の基盤強化のための施策を検討する場合には、当該施策のメリットだけでなく、デメリットやリスクについても正しく地域住民に説明すること。加えて、民間事業者が水道施設運営権（コンセッション）を設定する場合であっても、当該民間事業者の透明性を確保し、受益者である住民の合意を得ることなく、安易に水質低下や水道料金の値上げを行うことのない仕組みを担保すること。

なお、施策実施の際については、タウンミーティングを開くなどし、地域住民や利用者に対し、より丁寧な情報共有の場を設定すること。

回答：経営総務課

現在、本市水道事業におきましては、水道事業の目指すべき将来像とその実現方策などをお示ししております。柏原市水道ビジョン（2019-2028）を策定しております。この柏原市水道事業ビジョンなどを通して水道事業の施策等をお示しし、持続可能な水道事業の実現に向けて事業を運営してまいります。

また、水道ビジョンの内容変更等が生じる見込みが発生した場合には、地域住民や利用者への情報共有の機会を設けるよう努めてまいります。

7. 新型コロナウイルス感染症対策関連施策

(1) 感染拡大防止に向けた対策強化について (★)

<継続>

① 医療提供体制の強化について

新型コロナウイルス感染症による医療崩壊を生じさせないため、重症病床をはじめとした新型コロナウイルス感染症患者の受け入れのみならず、一般医療に制限をかけることのない医療提供体制を整備すること。加えて、中等症病床にて重症者の治療が可能となるよう高度な医療機器の増備を行うこと。また、当面の病床確保のみならず、新たな感染症の拡大などの緊急時に耐える医療人材の確保や、公・民の医療機関による連携を強化すること。

回答：医事総務課

新型コロナウイルス感染症の対応につきましては、大阪府や保健所と協力し、公立病院として地域の要請に応えることの出来る医療体制の維持・構築に取り組んでまいります。

<継続>

② 感染者受け入れ体制の強化について

新型コロナウイルス感染者を受け入れる療養施設（ホテル等）は、自宅療養を必要とする特別な事情を要する患者を除き、受け入れを可能とする十分な確保を行うこと。また、宿泊患者の急な容体悪化に迅速に対応するため、医師の配置や医療機関との連携を強化すること。さらには運営上の課題に対する相談窓口の設置をおこなうとともに、運営する施設の従業員に対する感染防止対策に掛かる費用を負担すること。市民の感染による不安をできるだけ解消し、迅速な支援につながるよう、電話による相談体制を拡充するとともに、変異株の特性を踏まえた感染症の状況や予防方法、感染防止策などの情報を外国人や障がい者などが確実に受け取るができるようにすることを含め、正確な情報伝達を行うこと。

回答：健康づくり課

新型コロナウイルス感染者の宿泊施設及び自宅療養の対応につきましては、所管である大阪府および藤井寺保健所が総合的に判断し、受け入れ体制の人員配置や感染対策等を実施しております。今後の感染状況の動向に注視しつつ、国や大阪府からの要請に基づき、対応を検討してまいります。

<継続>

③ PCR検査の拡充について

新たな感染拡大の予兆を掴み、拡大を未然に防止するためにもワクチン接種と並行しながら、PCR検査等の検査体制を拡充するとともに、濃厚接触者に指定された者の検査を確実にを行うこと。また、過去にクラスターが頻繁に発生している医療機関、高齢者施設、保育所、福祉施設等については、定期的な検査を行うなどクラスター発生を未然に防止する措置を強力に推し進めること。さらには、無症状者による感染拡大を防止するためにも、

感染リスクの高い対面での業務を行っている労働者に対して、希望する労働者が簡便に検査を受けることが可能な体制を整えること。加えて、新たな変異株の発生と拡大に備えスクリーニング検査体制の拡充と専門家による研究を支援すること。

回答：健康づくり課

今後、新たな感染拡大及びクラスターの発生に備え、引き続きワクチン接種の体制確保に努め、また濃厚接触者に指定された方につきましては検査が確実にいえるよう大阪府と連携してまいります。

また対面での業務を行っておられるなどの感染リスクの高い方が円滑に PCR 検査を受けていただくことができるよう検査医療機関等の情報提供に努めてまいります。

< 継続 >

④感染防止のための支援拡充について

医療機関、高齢者施設、学校、保育所、対面サービス業のみならず、さまざまな事業所が感染防止のためにマスクや消毒液など物資の購入や換気設備の設置を行っていることから、必要な物資の購入等に対する費用の助成を行うこと。また、通勤、オフィスワークにおける感染防止のため、時差出勤やテレワークを導入する事業所に対して、自治体としての指針を示すとともに、中小企業など労務管理が脆弱な事業所に対する相談窓口を設置し体制整備を強化すること。

回答：産業振興課

独自の支援策といたしまして、原油価格や物価高騰による地域経済への影響に鑑み、市内住民の家計を支援することで、地域における消費を喚起し、地域経済の振興を図ることを目的とした、柏原市内の取扱登録店で使用できる「柏原市地域応援商品券」を全市民に配布し、また、原油価格や物価高騰の影響を受けている柏原市内の事業者に対して、支援対象経費（水道光熱費及び燃料費）の合計額に応じて「柏原市物価高騰対策事業者支援金」を交付することで、事業者支援に努めているところでございます。

新たな支援制度や補助金の創設などにつきましては、今後の様々な状況を勘案の上、対応を検討してまいります。

< 継続 >

⑤緊急事態宣言等の発令に伴う説明と周知について

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令に伴う感染拡大防止の効果を発揮し、事態を収束するためには、意識と行動変容を促し、意義と目的を共有することが重要であることから、市（町村）民へ客観的根拠に基づく丁寧な説明とメッセージの発信を行うこと。また、飲食店をはじめとする各事業に対し休業要請を行う場合も同様に、現在に至るまでの休業要請に対する検証を行うとともに、感染防止対策の有効性も勘案したうえで、客観的根拠に基づく要請内容とすること。

回答：危機管理課・健康づくり課

緊急事態宣言等の発令に伴う住民への周知・啓発につきましては、市ウェブサイトによる広報をはじめ、市防災行政無線による啓発放送や市広報車による巡回を行っております。

今後につきましても、市域における感染拡大状況をよく踏まえ、住民へ周知・啓発を行ってまいります。

<補強>

⑥ワクチン接種体制の強化について

希望者全員が安心してワクチン接種できるよう、大阪府と連携の上、接種体制を構築するとともに、単身赴任者や学生など居住地以外での接種を含めた接種記録の管理や他の自治体等の連携の体制を構築すること。また副反応情報などの確実な情報収集と市民に対する正確な情報提供を行うこと。

回答：健康づくり課

ワクチンにつきましては対象者全員分を確保しており、希望する方が随時接種していただける体制を構築しております。また、接種記録の管理は全国統一のシステムにより管理しておりますので、転入者の接種や住所地外での接種につきましても迅速に対応しております。

なお、ワクチンに関する情報は広報誌、市ウェブサイト等を通じて情報提供に努めております。

<継続>

⑦保健所機能の強化について

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、保健所及び保健センターに求められる役割は多岐に渡り、保健所職員の過重労働が深刻な状況となっている。また、公衆衛生活動の拠点としての役割と当面の新型コロナウイルス感染症対策や新たな感染症など、緊急時においても対応が可能となる職員を増員し、予算措置とともに継続的な体制整備・支援を行うこと。その際、状況に応じて迅速な対応がはかれるようマニュアル等の策定を行うこと。さらには、大阪健康安全基盤研究所と十分連携した感染症対策や公衆衛生活動を強化すること。

回答：人事課・健康づくり課

保健センターでは公衆衛生担当部署として、既存業務に加えて、現在、新型コロナウイルス感染症にまつわる相談業務やワクチン接種、関係機関との連絡調整等を併せて遂行しているところで、スタッフの増員の他、多数の職員配置が必要なワクチン集団接種等について庁内に設置したプロジェクトチームを活用するなど、組織横断的に対応する体制を取ってまいりました。

また、新型コロナウイルスワクチン接種におきましては、集団接種や問い合わせ対応においてマニュアル化を行っており、大阪府、藤井寺保健所および関係機関とも連携し、感染症対策や公衆衛生活動の強化にも努めております。

<継続>

⑧感染者等への誹謗中傷やパワハラ・差別的扱いの禁止について

医療従事者はもとより、エッセンシャルワーカーや感染者などへの差別的発言や SNS を利用した誹謗中傷などを根絶するため、広く市民に対して啓発活動を行うこと。また、差別的発言に至る背景には、情報の不足による不安や偏見があることから、正確かつ迅速な情報発信をより一層強化すること。さらには、ワクチン接種は自己の判断によるものであり、同調圧力による接種の強制や、接種しない者への差別的発言や不利益な扱いを行わないよう広く市民に対する啓発活動を行うこと。

回答：人権推進課

人権推進課をはじめ各相談窓口の相談員等の担当で構成されております「相談窓口担当者連絡会議」において、コロナ禍での相談内容やコロナ差別の情報共有を行うとともに、感染者やその家族、医療従事者など特定の人々に対する差別、偏見、誹謗中傷をやめ正しい理解を持つよう、市内主要施設、病院及び事業所へのコロナ差別防止ポスターの掲示や市役所本館のデジタルサイネージへの掲出による啓発、広報誌での記事掲載及び本市ウェブサイト上での市長メッセージの発信を行っております。今後も引き続き周知・啓発を行ってまいります。

(2) 新型コロナウイルス感染症対策に関する支援の強化について (★)

<継続>

①雇用調整助成金特例措置の継続について

雇用調整助成金の特例措置は雇用の維持に重要な役割を担っており、打ち切りや減額を行うことは失業者の増加に繋がり得ること、さらには、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金についても、事業所より休業手当の支払いを受けることが出来なかった労働者にとって、生活を維持するためには必要不可欠な制度であることから、それぞれ新型コロナウイルス感染症による影響が沈静化するまで継続すること。また、財源については新型コロナウイルス感染症対策として一般会計より支出するよう、国に対して強力に働きかけること。

回答：産業振興課

今後の活性化策につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染状況や国や大阪府の動向を注視してまいりますとともに、市内事業者のニーズ把握に努めながら、施策について検討してまいります。

<継続>

②新型コロナウイルス感染症拡大における各種支援制度の支給迅速化について

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響により、雇用調整助成金や事業所を対象とした営業時間短縮等協力金、個人を対象とした休業支援金など、さまざまな支援制度については、支援を必要とする者が確実に支援を受けることができるよう認知度を高める取り組みを強化するとともに、支給の迅速化へ向けた体制を整備すること。

回答：産業振興課

さまざまな支援制度につきましては、市ウェブサイト、広報誌、SNS等で周知しているほか、柏原市事業所情報サイト「柏原・まち・ひと・しごと.net」においても周知を図っております。また当市における支援金につきましては、申請を簡略化し、支給の迅速化に努めてまいります。

<継続>

③生活困窮者への支援について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により失業・休業を余儀なくされた生活困窮者が増加していることから、支援金を拡充するとともに生活相談者自立支援の相談窓口を充実させること。特にシングルマザーをはじめとする「ひとり親」家庭に対する支援を強化すること。また、住居確保給付金の12カ月を超えたさらなる延長や、緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付における返済の据置期間の延長など、実効性ある支援を国に対して求めること。さらには、現行の支援制度の活用状況を検証し、支援を必要とする者に確実に届くよう認知度を高める取り組みを行うとともに、活用の進んでいない市町村に対しては活用促進へ向けた働きかけを行うこと。加えて、複雑な手続きが制度の利用を妨げることをないように手続きを簡素化すること。

回答：福祉総務課

本市の生活困窮者相談窓口では、従来の就労支援や家計改善支援に加え、新型コロナウイルス感染症の影響を受け生活困窮されている方が、国等の支援策をスムーズに利用できるよう利用・申請支援に取り組んでおります。また、ひとり親家庭の支援を所管する部署をはじめ、高齢者福祉・障害者福祉さまざまな部門が参加する支援会議を開催し、各部門が連携して包括的な支援を実現できるよう取り組んでまいります。生活困窮者が自立した生活を回復するのに実効性のある支援策を、国等に対して要望してまいります。

<継続>

④事業所支援の拡充について

新型コロナウイルス感染症の影響により、飲食・観光業のみならずサプライチェーンで連なる事業所や、対面サービス業、さらには人流を抑制することによって危機に陥っている産業などさまざまであり、企業の経営努力のみで補え切れるものではないことから、新たな支援制度や補助金の創設など国に対して求めること。

回答：産業振興課

独自の支援策といたしまして、原油価格や物価高騰による地域経済への影響に鑑み、市内住民の家計を支援することで、地域における消費を喚起し、地域経済の振興を図ることを目的とした、柏原市内の取扱登録店で使用できる「柏原市地域応援商品券」を全市民に配布し、また、原油価格や物価高騰の影響を受けている市内の事業者に対して、支援対象経費（水道光熱費及び燃料費）の合計額に応じて「柏原市物価高騰対策事業者支援金」を交付することで、事業者支援に努めているところでございます。

新たな支援制度や補助金の創設などにつきましては、今後の様々な状況を勘案の上、対応を検討してまいります。

以上